

☐ 納 税 管 理 人 申 告 (承 認 申 請) 書 (R6. 4月版)
☐ 納 税 管 理 人 変 更 (取 消) 申 請 書
☐ 納 税 管 理 人 選 定 不 要 認 定 申 請 書

令和 年 月 日

東かがわ市長 殿

申告者 住所
 氏名
 電話

下記の固定資産税納税義務者について、市内に(住所・居所・事務所・事業所)を有しないため、東かがわ市税条例第64条の規定により納税に関する一切の事項を管理する納税管理人について、次のとおり(申告・承認申請・変更申請・取消申請・選定不要認定申請)します。

記

納税義務者	住 所			
	(フリガナ)氏 名			(宛名番号*記入不要)
	生 年 月 日	M・T・S・H 年 月 日	個 人 / 法 人 番 号	
	(フリガナ)所有者の氏名			
納税管理人	住 所	(新) (旧)		
	(フリガナ)氏 名			(宛名番号*記入不要)
	生 年 月 日	T・S・H・R 年 月 日		
	納税義務者との続柄		電話	(新) (旧)
	取 消 理 由		適用開始	☐ 受理・承認後即時 ☐ 翌年度分より

- ※ 個人番号の記入に当たっては、左端を空欄にしてください。
 ※ 変更申請の場合は、変更前の納税管理人を記入してください。
 ※ 住所・電話の変更申請の場合は、(新) (旧) 欄に記入してください。
 ※ 取消申請の場合は、取消理由を記入してください。
 ※ 選定不要認定申請の場合は、納税管理人欄は記入を要しません。

※ 納税管理人を変更する場合は、下記にご記入ください。

新納税管理人	住 所			
	(フリガナ)氏 名			(宛名番号*記入不要)
	納税義務者(続柄)		電話	
	旧納税管理人(〃)			
	納税管理人の変更理由	☐ 年 月 日死亡により ☐ その他 ()	適用開始	☐ 受理・承認後即時 ☐ 翌年度分より

上記に係る(申告・承認申請・変更申請・取消申請・選定不要認定申請)について、(受理・承認・認定)します。

令和 年 月 日
東かがわ市長

受付場所	受付者	税務課処理
市民課・税務課・引田窓口・大内窓口		

1. 納税管理人とは

地方税法第355条第1項及び東かがわ市税条例第64条第1項の規定により、固定資産税の納税義務者が市内に住所、居所、事務所又は事業所を有しない場合においては市内に住所等を有する者又は市外に住所等を有する者のうち、納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有する者を納税管理人として定めることになっています。

この場合、市内（又は市外）に住所等を有する者は、個人にあっては独立の生計を営む者に限るとなっています。

ただし、同法同条第2項及び同条例同条第2項の規定により、当該納税義務者に係る固定資産税の徴収の確保に支障がない場合については、納税管理人を定めることを要しないこととされています。

2. 申告（申請）書の提出

納税管理人に関する書類については、これを定める日（記載事項の変更については異動を生じた日）から10日以内に市長に提出し受理又は承認若しくは認定を受けなければなりません。

この場合、本申告（申請）書の取扱いは、次のようになります。

- ① 市内に住所等を有する者を納税管理人とする場合
□納税管理人申告（承認申請）書の□にレを付け、申告を○で囲む。
- ② 市外に住所等を有する者を納税管理人とする場合
□納税管理人申告（承認申請）書の□にレを付け、承認申請を○で囲む。
- ③ 納税管理人の全部又は一部事項を変更する場合
□納税管理人変更（取消）申請書の□にレを付け、変更を○で囲む。
- ④ 納税管理人を取消する場合
□納税管理人変更（取消）申請書の□にレを付け、取消を○で囲む。
- ⑤ 納税管理人の選定を不要とする場合
□納税管理人選定不要認定申請書の□にレを付ける。

3. その他注意事項

- ① 納税管理人は、納税義務者のすべての資産に係る固定資産税の納税に関する一切の事項について管理することになりますのでご注意ください。
（例えば、納税義務者に係る特定の資産について、納税管理人を選定することはできません。）
- ② 納税管理人が選定された場合、納税義務者に係る固定資産税の賦課徴収又は還付に関する書類の発送等については、納税管理人に対してなされます。
- ③ 正当な事由なく納税管理人の申告をしなかった場合は、その者に対し10万円以下の過料を科することとなっています。
- ④ 納税管理人の口座より納税義務者に係る固定資産税を口座振替している場合、納税管理人の変更により、口座振替ができなくなりますので、引き続き口座振替をご利用になる場合は、新たに口座振替依頼書の提出が必要になります。

4. お問い合わせ先

この申告書の内容等について、何かご不明な点がございましたら、東かがわ市税務課 固定資産税グループまでお問い合わせください。（TEL 0879-26-1216 内線2101～2103）